

監査公表第 565 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 5 項及び第 7 項の規定による監査を実施し、同条第 9 項に規定する監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表します。

平成 19 年 8 月 13 日

京都市監査委員	棕	田	知	雄	
	同	柴	田	章	喜
	同	江	草	哲	史
	同	藤	井	昭	

平成 19 年度財政援助団体等監査公表

監査の種類 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

監査の対象年度 平成 18 年度

監査の実施期間 平成 19 年 6 月から同年 8 月まで

監査の方法 関係帳簿、証書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を行い、必要なものについては、実地調査を行った。

監査の対象とした団体及び本市所管課並びに問題点は、以下のとおりである。

表記に関する注意事項

- 注1 団体の概要については、平成19年3月31日現在の状況で記載した。
- 2 文中に用いる金額は、10,000円未満を切り捨てて表示した。
- 3 文中及び表中に用いる比率は、小数点以下第2位を四捨五入した。
- 4 表中に用いる金額は、1,000円未満を切り捨てて表示した。そのため、総数と内訳の合計額等が一致しない場合がある。

1 株式会社ビバ

(1) 団体の概要

代 表 者	代表取締役社長 小森 敏史	設立年月日	昭和48年4月13日
事務所所在地	京都市下京区新町通五条下る蛭子町107番地の3		
目 的 (団体の定款 に基づく。)	<p>株式会社ビバは、次の事業を行うことを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 家庭用電化製品、住宅設備機器の販売及び同付帯工事一式 イ 電気工事一式 ウ 建築の設計監理及び同請負工事一式 エ 建築用資材の販売 オ 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理 カ 絵画及び美術品の売買及び賃貸 キ 商業デザイン業 ク 印刷業、広告業及び同請負代理業 ケ 貸会場及びスポーツ用品の販売並びに修理 コ 旅行業法に基づく旅行代理店業 サ エアロビクス・インテリア・生花・書道等文化・芸術の教育事業の経営 シ スイミングスクール等スポーツクラブの経営 ス ゴルフ練習場の経営 セ 学習塾の経営 ソ 事務用品、事務機器、オフィスオートメーション機器の販売 タ 飲食店の経営 チ 損害保険代理業並びに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業、生命保険の募集に関する業務 ツ 介護保険法に基づく福祉用具の貸与 テ 居宅介護福祉用具の販売 ト 居宅介護住宅改修事業 ナ 介護保険法に基づく訪問介護サービス ニ ビルの総合清掃、警備の請負及びビルメンテナンス業 ヌ 建物の環境衛生管理事業並びに建物の管理事務代理業 ネ 一般労働者派遣業 		

	ノ エステティックサロンの経営
	ハ その他、前各号に関連附帯する一切の事業

(2) 公の施設の指定管理者監査

ア 監査の対象とした公の施設

株式会社ビバは、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間、京都市西京極総合運動公園のうち阪急京都線以南の区域（京都アクアリーナと称しているプール施設等、以下「京都アクアリーナ」という。）、京都市東山地域体育館、京都市山科地域体育館、京都市桂川地域体育館、京都市伏見北堀公園地域体育館及び京都市醍醐地域体育館の指定管理者となっている。このうち監査の対象とした公の施設は、次の表のとおりである。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課
京都アクアリーナ	京都市右京区西京極 徳大寺団子田町64番 地	プール施設等の管理 運営	文化市民局 市民スポーツ振 興室
京都市山科地域体育 館	京都市山科区栂辻西 浦町1番地の12	地域体育館の管理運 営	スポーツ企画課

イ 管理の状況

(7) 京都アクアリーナ

a 事業の状況

50メートルプール・飛込みプール（冬季はアイススケートリンク）、温水25メートルプール、フィットネススタジオ、トレーニングルーム及びアーチェリー場を備えた京都アクアリーナを市民のスポーツ活動の拠点と位置付け、次の事業を行った。

(a) スポーツ普及、利用啓発

顧客満足度調査（年2回）の実施、情報誌の発行

(b) スポーツ振興

各種スポーツレッスン（スタジオ、プール、スケート）開催、50メートルプールのコース貸し

(c) スポーツの競技会、講習会等のための施設提供

各種競技団体の主要な大会の誘致、競技団体への貸館業務

(d) 収益事業

物品販売、テレビ番組等の撮影の誘致、スポーツ以外のイベントの誘致

b 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
プ ー ル	75,125	109,276	122,113	109,781	117,495
アイススケートリンク	26,156	29,773	31,188	52,387	66,339
トレーニングルーム	19,891	40,153	50,788	41,467	57,818
アーチェリー場	1,229	2,396	2,475	2,874	2,853
合 計	122,401	181,598	206,564	206,509	244,505

注1 京都アクアリーナは、平成14年7月20日開設である。

注2 平成17年度までは、別団体が管理受託者となっていた。

平成18年度の延べ利用者数は、プール等でのスポーツレッスンの講座数を増やしたことなどにより、前年度に比べ18.4パーセント増加した。

また、利用による収入については、平成17年度までは使用料として収入していたが、平成18年度から利用料金制に移行している。収入の推移を過去5年間で見ると、平成17年度以前においても増加を続けてきたが、指定管理者制度に移行した平成18年度は更に増加している。

(単位：千円)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
使用料又は 利用料金	104,099	157,592	164,174	195,916	199,152

c 収支の状況

平成18年度の収支の状況は、次のとおり、1,969万円の黒字となってい

る。

(単位：千円)

収 入		支 出	
利用料金収入	199,152	人件費	72,581
委託料収入	171,027	水道光熱費	108,011
自主事業収入	26,729	管理諸費	127,069
雑収入	4,018	リース料	10,919
		広告宣伝費	7,539
		自主事業原価	11,090
		その他	44,018
合 計	400,927	合 計	381,231

収支差額 19,695千円

d 本市の年間経費負担の推移

本市の年間経費負担の推移を過去5年間で見ると、次の表のとおり平成17年度以前においても減少が続いていたが、指定管理者制度に移行した平成18年度は、前年度に比べ21.6パーセント減少しており、大きく効率化している。

また、平成18年度の利用者1人当たりのコストは、本市負担額の減少に加え、総利用者が増加したことにより、33.8パーセント減少している。

(単位：千円, 人)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
本市負担額(注1)	214,590	253,566	257,089	218,141	171,027
総利用者数	122,401	181,597	206,564	206,509	244,505
1人当たりコスト(注2)	1,753円	1,396円	1,245円	1,056円	699円

注1 平成17年度までの本市負担額は施設の管理運営に要する経費から使用料を差し引いている。

注2 1人当たりコスト = (本市負担額/総利用者数)

(イ) 京都市山科地域体育館

a 事業の状況

スポーツの振興を図ることにより、豊かな生活の形成に資することを目的として、次の事業を行った。

(a) スポーツ施設等の提供

- ・体育室
- ・トレーニングルーム
- ・会議室
- ・附属設備（有料ロッカー、温水シャワー等）

(b) 競技大会の開催 生活圏スポーツ大会

(c) スポーツ教室の開催 ヨーガ、太極拳、腰痛改善・気功

(d) トレーニング相談、ストレッチ指導

b 利用の状況

(単位：千円、件、%)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
使 用 料	8,469	9,203	9,485	11,738	12,665
体育室稼働数 (注1)	13,298	13,777	13,795	14,375	15,199
体育室稼働率 (注2)	80.3	83.2	83.3	86.8	91.8

注1 体育室稼働数 = 4分の1面を単位とした年間使用時間数

注2 体育室稼働率 = (体育室稼働数 / 4分の1面を単位とした年間使用可能時間数) × 100

使用料収入が平成17年度に大きく増加しているのは主に使用料の改定があったためであり、平成18年度は体育室稼働数の増により更に増加している。

また、体育室稼働率を過去5年間で見ると、平成17年度以前においても向上を続けてきたが、指定管理者制度に移行した平成18年度は、更に5ポイント高くなり初めて90パーセント台となった。

c 収支の状況

平成18年度の収支の状況は、次のとおり、164万円の団体負担分が生じ赤字になっている。

(単位：千円)

収 入		支 出	
委託料収入	25,970	人件費	9,186
自主事業収入	2,526	水道光熱費	8,244
雑収入	262	管理諸費	5,776
団体負担分	1,646	消耗品費	1,568
		自主事業原価	871
		その他	4,758
合 計	30,405	合 計	30,405

ウ 問題点

問題点はなく、適正に執行されていた。

2 社会福祉法人京都身体障害者福祉センター

(1) 団体の概要

代 表 者	理事長 安田 行雄	設立年月日	昭和59年3月31日
事務所所在地	京都市南区吉祥院西定成町35番地		
目 的 (団体の定款 に基づく。)	<p>社会福祉法人京都身体障害者福祉センターは、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して、総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。</p> <p>ア 第一種社会福祉事業</p> <p>(7) 身体障害者通所授産施設京都市洛南障害者授産所の受託経営</p> <p>(イ) 身体障害者通所授産施設京都市伏見障害者授産所の受託経営</p> <p>(ウ) 身体障害者通所授産施設京都市山科障害者授産所の受託経営</p> <p>(エ) 知的障害者通所授産施設京都市ふしみ学園の受託経営</p>		

	(オ) 知的障害者通所授産施設京都市やましな学園の受託経営
イ 第二種社会福祉事業	
	(ア) 京都市洛南身体障害者福祉会館の受託経営
	(イ) 京都市山科身体障害者福祉会館の受託経営
	(ウ) 身体障害者福祉センター京都市伏見障害者デイサービスセンターの受託経営
	(エ) 知的障害者デイサービスセンター京都市山科知的障害者デイサービスセンターの受託経営
	(オ) 身体障害者相談支援事業
	(カ) 知的障害者相談支援事業
	(キ) 障害児相談支援事業
	(ク) 身体障害者居宅介護等事業
	(ケ) 知的障害者居宅介護等事業
	(コ) 児童居宅介護等事業
	(サ) 知的障害者地域生活援助事業
	(シ) 身体障害者の更生相談に応ずる事業
	(ス) 知的障害者の更生相談に応ずる事業

(2) 公の施設の指定管理者監査

ア 監査の対象とした公の施設

社会福祉法人京都身体障害者福祉センターは、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間、京都市洛南身体障害者福祉会館をはじめとする11施設の指定管理者となっている。このうち監査の対象とした公の施設は、次の表のとおりである。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課
京都市洛南身体障害者福祉会館	京都市南区吉祥院西 定成町35番地	身体に障害のある市民の 社会参加や交流の場とし ての便宜の供与及び生活 介護事業	保健福祉局 保健福祉部 障害保健福祉課

京都市洛南障害者授産所	京都市南区吉祥院西 定成町34番地	身体に障害のある市民への自立支援としての就労の機会の提供及び訓練
-------------	----------------------	----------------------------------

イ 管理の状況

(7) 京都市洛南身体障害者福祉会館

a 事業の状況

- (a) 一般利用(会議室, ロビー, 訓練室等の利用, 各種相談)
- (b) 講習会
- (c) 重度身体障害者入浴サービス事業
- (d) 生活介護事業

b 利用の状況

(単位:人)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
会館利用者数	45,200	45,874	44,033	47,946	45,410
デイサービス事業又は生活介護事業(注1)利用者数	1,656	3,037	3,101	3,673	4,585
デイサービス事業又は生活介護事業(注2)定員	9	15	15	18	20(注3)

注1, 注2 平成18年9月までは, 「デイサービス事業」, 同年10月からは「生活介護事業」として実施されている。

注3 平成18年10月1日から20人に増やしている。

デイサービス事業・生活介護事業については, 定員を段階的に増やしたため, 利用者が年々増加している。

c 収支の状況

平成18年度の収支の状況は, 次のとおり, 33万円の黒字となっている。

(単位：千円)

収 入		支 出	
委託料収入	30,421	人件費	54,563
利用料金収入	34,167	事務費	5,867
京都市補助金	8,746	事業費	11,431
その他	5,775	経理区分間繰入金支出 (共通管理)	6,413
		その他	494
合 計	79,110	合 計	78,771

収支差額 339千円

また、委託料収入及び利用料金収入を過去5年間で見ると、次の表のとおりである。

平成15年度に支援費制度が導入されたことにより委託料としての収入は大きく減少したが、平成16年度以降は、支出の増に伴い増加を続けている。

利用料金収入については、支援費制度の導入により利用者負担金として利用料金が設定され、デイサービス事業・生活介護事業の定員増に伴って増加している。

(単位：千円)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
委託料収入	65,065	20,919	29,425	29,980	30,421
利用料金収入	28	21,642	23,199	29,581	34,167

(イ) 京都市洛南障害者授産所

a 事業の状況

(a) 授産活動

(b) 一般就労移行支援

(c) 日常生活支援

- ・ 食事の提供
- ・ トイレの介助, 食事の介助, 着脱の介助

- (d) 健康管理
- (e) レクリエーション行事
- (f) 送迎支援
- (g) 地域生活支援
- (h) 相談援助

b 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
延べ通所人員	4,221	4,349	4,240	4,210	4,493

注 定員は20人である。

平成18年度の延べ通所人員は、前年度に比べ6.7パーセント増加し、過去5年間では最も多くなっている。

c 収支の状況

平成18年度の収支の状況は、次のとおり、205万円の団体負担分が生じ赤字となっている。

(単位：千円)

収 入		支 出	
利用料金収入	34,208	人件費	45,077
京都市補助金	27,625	事務費	12,030
積立預金取崩収入	4,953	事業費	3,645
その他	742	一般会計繰入金支出	1,855
団体負担分	2,058	(共通管理)	
		固定資産取得支出	4,882
		積立預金積立支出	1,410
		その他	686
小 計	69,587	小 計	69,587

また、利用料金収入を過去5年間で見ると、次の表のとおりであり、平成18年度に障害者自立支援法の施行により利用料金の算定方法が月単位

から日単位に変更となったため、減少している。

(単位：千円)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
利用料金収入	— (注)	40,358	39,351	38,622	34,208

注 平成14年度は措置費制度であったため、利用料金は収入されていない。

ウ 問題点

問題点はなく、適正に執行されていた。

3 京都市安井児童館運営委員会

(1) 団体の概要

代 表 者	運営委員長 林 準勝	設立年月日	昭和62年5月16日
事務所所在地	京都市右京区太秦安井奥畑町22番地の18		
目 的 (団体の規約 に基づく。)	<p>京都市安井児童館運営委員会は、京都市安井児童館の円滑な管理運営と児童福祉の増進を図ることを目的として、次の事業を行う。</p> <p>ア 児童（児童福祉法第4条に規定する児童をいう。以下同じ。）を対象とする健全育成事業</p> <p>イ 母子・父子家庭や、両親の共働きその他の事情により、放課後児童を保護する者がいない家庭の児童及びこれに準じた環境にある児童で小学校1年生から3年生在学中の児童を対象とする学童クラブ事業</p> <p>ウ その他本会の目的を達成するために必要な事業</p>		

(2) 公の施設の指定管理者監査

ア 監査の対象とした公の施設

監査の対象とした公の施設は、次の表のとおりであり、京都市安井児童館運営委員会は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間、指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課
京都市安井児童館	京都市右京区太秦安井奥畑町22番地の18	学童クラブ事業、健全な遊び場の提供	保健福祉局 子育て支援部 児童家庭課

イ 管理の状況

(7) 事業の状況

18歳までの児童とその保護者が自由に来館して遊ぶ場所を提供するとともに、放課後留守家庭の児童（小学1年生から小学3年生まで）を対象とする登録制の学童クラブ事業等を行った。

また、地域における児童の健全育成に関する事業を企画、支援した。

(イ) 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
延べ自由来館者数	10,557	9,455	9,066	8,387	8,375
延べ学童クラブ利用者数	7,689	6,170	7,755	7,401	9,073
(年度当初登録児童数)	(46)	(31)	(35)	(34)	(41)
合 計	18,246	15,625	16,821	15,788	17,448

利用の状況について、過去5年間で見ると、延べ自由来館者数の減少が続いていたが、平成18年度は前年度の数値をほぼ維持している。

また、平成18年度の延べ学童クラブ利用者数は、前年度に比べ、22.6パーセント増加した。

(ウ) 収支の状況

平成18年度の収支の状況は、次のとおり、収支差額を引当金に繰り入れたことにより収支同額となっている。

(単位：千円)

収 入		支 出	
委託料収入	17,871	人件費	17,757
利用料金収入	2,200	事業費	2,283
その他	77	引当金繰入	108
合 計	20,149	合 計	20,149

また、委託料収入及び利用料金収入を過去5年間で見ると、次の表のとおりである。委託料収入については、平成16年度以降減少が続いてい

る。利用料金収入については、平成14年10月から学童クラブの利用者の保護者負担金として収入しているものであり、平成18年度は料金改定及び登録児童数増により増加している。

(単位：千円)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
委託料収入	20,077	20,690	18,888	18,702	17,871
利用料金収入	681	1,097	1,625	1,436	2,200

ウ 問題点

問題点はなく、適正に執行されていた。

4 久我の杜生涯学習プラザ管理運営協議会

(1) 団体の概要

代 表 者	理事長 宮田 敬三	設立年月日	平成2年8月6日
事務所所在地	京都市伏見区久我東町216番地		
目 的 (団体の規約に基づく。)	<p>久我の杜生涯学習プラザ管理運営協議会は、京都市久我の杜生涯学習プラザ（以下「プラザ」という。）の管理、運営を行い、もって生涯学習の推進に寄与することを目的として、次の事業を行う。</p> <p>ア プラザの管理運営受託</p> <p>イ プラザを利用した、講座、講習会、講演会等の生涯学習事業</p> <p>ウ その他法人の目的を達成するために必要な事業</p>		

(2) 公の施設の指定管理者監査

ア 監査の対象とした公の施設

監査の対象とした公の施設は、次の表のとおりであり、久我の杜生涯学習プラザ管理運営協議会は、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間、指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課
京都市久我の杜生涯学習プラザ	京都市伏見区久我東町216番地	市民の豊かな生活の形成及び生涯学習のための施設の提供	都市計画局 住宅室 住宅政策課

イ 管理の状況

(7) 事業の状況

市民の豊かな生活の形成及び生涯学習のため、施設の提供を行った。

平成18年度の利用件数は、次のとおりである。

a 第1研修室	420件
b 第2研修室	589件
c 調理実習室	92件
d 工芸学習室	382件
e 和室	315件

(イ) 利用の状況

(単位：千円, 件, %)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
使用料収入	4,388	3,999	4,028	3,983	3,863
利用件数	1,714	1,526	1,587	1,662	1,798
稼働率	39.4	34.7	36.2	37.8	41.5

注 稼働率 = (利用件数 / 利用可能件数) × 100

平成16年度以降は利用件数が増加を続け、稼働率も向上している。

一方、使用料収入は、平成17年度に減額改定を行ったことなどにより減少している。

(ウ) 収支の状況

平成18年度の収支の状況は、次のとおり、前年度繰越金95万円に対し、翌年度繰越金が59万円となっている。

(単位：千円)

収 入		支 出	
委託料収入	6,652	人件費	3,920
自主事業収入	600	報償費	630
雑収入	35	光熱水費	1,163
前年度繰越金	954	施設維持費	1,331
		その他	597

		小計	7,644
		翌年度繰越金	598
合 計	8,242	合 計	8,242

また、委託料収入を過去5年間で見ると、次の表のとおりであり、平成15年度以降は同額となっている。

(単位：千円)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
委託料収入	6,679	6,652	6,652	6,652	6,652

ウ 問題点

問題点はなく、適正に執行されていた。

(監査事務局第二課及び同事務局第三課)